

令和8年度 遊佐町参考となる賃借料情報

令和8年作付けの賃借料の参考額は次のとおりです。ただし、賃借料は貸し手・受け手双方の話し合いにより決定するものですのであくまでも参考額となります。

尚、賃借料の算定については、土地改良事業の償還金の終了を見込んで算定しております。

▼参考賃借料（10aあたり）

農地区分		目安の基準収量	令和7年度 参考賃借料額	令和8年度 参考賃借料額	差額
田	1等級	600kg	10,000円	10,000円	0円
	2等級	550kg	8,000円	8,000円	0円
	3等級	500kg	4,000円	4,000円	0円
	4等級	430kg	1,000円	1,000円	0円
畑	普通畑		1,000円	1,000円	0円
	砂丘畑		5,000円	5,000円	0円

※・参考額は転作を加味した賃借料です。

・本表の賃借料は、基盤整備が完了した圃場で標準的な農作業を行った場合の金額です。

圃場条件が異なる場合は、双方話し合いの上、決定してください。

・農産物の価格、生産費等の上昇・低下等の事情変更がある場合、契約途中でも賃借料を見直すことができます。

▼令和7年 実勢賃借料情報（令和7年1月～令和7年12月）

（単位：円/10a）

農地区分		平均額	最も多く締結 された単価	最高額	最低額	契約 筆数
田	600・590 の区域	10,500円	10,000円 (内3,603筆)	17,000円 (内116筆)	5,000円 (内19筆)	4,520筆
	560・540 の区域	8,800円	8,000円 (内399筆)	15,000円 (内10筆)	3,000円 (内4筆)	573筆
	520・500・ 480の区域	9,000円	10,000円 (内266筆)	15,000円 (内4筆)	3,700円 (内1筆)	455筆
	460の区域	15,500円	17,000円 (内14筆)	17,000円 (内14筆)	7,000円 (内2筆)	19筆
(参考) 町全域		10,200円	-	-	-	5,567筆
畑	普通畑	1,500円	1,000円 (内14筆)	3,000円 (内1筆)	1,000円 (内14筆)	27筆
	砂丘畑	7,100円	5,000円 (内11筆)	12,500円 (内1筆)	5,000円 (内11筆)	34筆
	(参考) 町全域	7,200円	-	-	-	61筆

【賃借地の土地改良区費の取り扱いについて】 土地改良区の賦課金は、耕作者(借り手)負担が原則 です。 支払い方法等については当該者間でご相談ください。 ※令和8年1月21日時点での情報です。 このほかにも費用が発生する場合もあるので、 詳しくは各土地改良区にお問い合わせください。	名称	経常賦課金	維持管理費	計
	月光川 土地改良区	4,000円	1,000円(月光川地区)	5,000円
		納期・・・賦課金:5月 管理費:10月 かん排区域 電気料等の費用が別途発生します		
日向川 土地改良区	3,700円	3,500円	7,200円	
納期・・・賦課金:5月・10月1/2ずつ 管理費:5月				

賃借料の決定に際しては、当事者間で十分な話し合いを行い、
適正な額で決定してください。（遊佐町農業委員会 ☎72-5890）

実りある積み立てをしませんか？ 老後の備えは農業者年金で安心！！